

コーポレートガバナンス・コードの改訂

東京証券取引所は、平成 30 年 6 月 1 日に企業統治指針(コーポレートガバナンス・コード)の改訂を公表しました。

コーポレートガバナンス・コードに強制力はありませんが、その内容を適用しない場合には企業が自ら適用しない理由を説明しなければなりません。

その主な改訂内容は次のとおりです。

【政策保有株】

- 保有による便益やリスクを精査し、検証内容を開示
- 売却の意思が示されれば、相手はそれを妨げてはいけない

【企業年金】

- 適切な人材配置で運用の専門性を高め、取り組みを開示

【取締役会】

- 経営トップの選任・解任手続きの確立
- 独立社外取締役は 2 人以上。必要ならば 3 分の 1 以上
- 女性や外国人などの多様性を確保

【経営戦略】

- 資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を開示



3項目について、説明します。

《株式持ち合いの削減》

政策保有株(取引先や銀行等との株式持ち合い)について、削減に向けた考え方を明記することが求められました。

これまでは保有方針の開示にとどまっていたが、企業に政策保有株の削減へと踏み込みました。保有する利点やリスク等を考慮し保有が適切かどうかを検証するとともに、その検証内容を開示することになります。

《経営トップの選任・解任》

取締役会は、経営トップ(CEO)の選任・解任は会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続にしたがって十分な時間と資源をかけて選任することが求められました。

また、経営トップが役割を果たさないため解任する場合も、同様です。

《経営戦略の策定》

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示しなければなりません。

また、その目標実現のために、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきであると明記されています。